

「有機顔料中に副生するPCBの工業技術的・経済的に低減可能なレベルに関する報告書(案)」に対する意見募集(パブリックコメント)の結果について

平成 28 年 1 月 29 日  
厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

平成27年4月14日(火)から平成27年5月13日(水)にかけて、「有機顔料中に副生するPCBの工業技術的・経済的に低減可能なレベルに関する報告書(案)」に対する意見募集(パブリックコメント)を行いましたところ、お寄せいただいた御意見の件数は3件(意見の延べ総数9件)でした。

今般、お寄せいただいた御意見等と、これに対する考え方を取りまとめましたので公表いたします。

御協力いただき、ありがとうございました。

1. 実施方法

- (1) 意見募集期間：平成27年4月14日(火)～平成27年5月13日(水)
- (2) 意見募集の周知方法：  
電子政府の窓口(e-Gov)、厚生労働省・経済産業省・環境省ウェブサイト
- (3) 意見提出方法：郵送、FAX、電子メール

2. 御意見の総数

提出件数：3件(意見の延べ総数9件)

3. いただいた御意見に対する考え方

別紙のとおり

「有機顔料中に副生するPCBの工業技術的・経済的に低減可能なレベルに関する報告書(案)」に対する御意見及びそれに対する考え方・対応について

※以下の略語を使用した。

「法」「化審法」: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)

通し番号	御意見	考え方・対応
1	<p>本件報告書案は、主に行政指導により副生PCBを管理しようとするものと思われます。</p> <p>しかし、法は、製造等を行おうとする物質が第一種特定化学物質であるという法律要件に該当する場合にこの製造等を行ってはならないという法律効果が生じるという構成になっていると解されます。このため、製造等を行おうとする物質が第一種特定化学物質に当たるかどうかの証明責任は、事業者ではなくこのような法律効果を主張する政府にあると思います。それにもかかわらず、政府が事業者に対して分析や報告を行わせた上、管理状況に応じて、副生PCB含有濃度の分析頻度やそれを低減化させる方策等に関する国への報告の頻度に差異を設けるといった措置をとるなどといったことには、法的に無理があると思います。</p> <p>したがって、このような措置をとろうとするのであれば、法を改正し、これらの措置を法律上のものとして明確に位置付けるべきだと思います。</p>	<p>化審法第17条及び第22条において、第一種特定化学物質の製造・輸入を行おうとする者は、経済産業大臣に申請書を提出し、許可を受けなければならないことが定められています。</p> <p>一定の要件を満たす有機顔料に副生する第一種特定化学物質については、第一種特定化学物質の製造等に係る取扱いなどを示している[化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について](平成23年3月31日付け薬食発0331第5号、平成23・03・29製局第3号、環保企発第110331007号)3-3等に基づき、暫定的な運用を行っています。本報告書では、その運用を引き続き継続することが適当であるとしているものです。</p>
2-1	<p>0.5ppm超のPCBが検出された有機顔料と同種の顔料について実態調査を行われております(P2)。この0.5ppmという濃度は何を意味しているのかわかりません。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、PCBを含む廃棄物が特別管理廃棄物に該当するか否かについて、0.5ppmが基準値として定められていること等を参考として、有機顔料中に含まれるPCB濃度が0.5ppmを上回る場合について確認を要請することとしたものです。</p>
2-2	<p>P16では「PCB濃度が50ppmを超える有機顔料に対して製造・輸入及び出荷停止」「50ppm以下はBATを適用・・・自主管理上限値を示し、その濃度を超えないよう適切に管理」とのことですが、一般国民は分からない自主管理上限値以下の有機顔料が市場に流通されるということでしょうか。</p>	<p>本報告書では、「有機顔料中に副生するPCBの工業技術的・経済的に低減可能なレベルに関する検討会」における議論を取りまとめ、非意図的PCB含有製品等に関する国際的な取組状況や有機顔料に関するこれまでの暫定的な運用の状況等を考慮し、副生PCB含有量が50ppmを超える有機顔料について、国が事業者に対し製造・輸入及び出荷の停止を求める措置を引き続き継続することが適当であるとともに、副生PCB含有濃度が50ppm以下の有機顔料について、より一層、その低減に努めていくことが適当であるとしています。</p> <p>なお、PCBを含有する有機顔料によるリスクについては、「有機顔料中に副生するPCBに関するリスク評価検討会」において、暴露シナリオを作成し、顔料中PCB濃度として検出された最高濃度(2,000ppm)のPCBを含有すると仮定のもとで評価を行いました。その結果、そのような濃度でPCBを含有する有機顔料やその使用製品が市場に流通した場合であっても、製品による健康リスクや、環境汚染を通じた人健康や生態系へのリスクは低いとの評価結果が得られています。</p>
2-3	<p>分析の定量限界として、自主管理上限値の1/10程度の濃度が安定して測定できる方法(P18)と記載されておりますが、新たに検討しようとした際、濃度が明確でないと分析法を検討できません。</p>	<p>御指摘の部分につきましては、副生PCB濃度が自主管理上限値を下回る水準の濃度で管理されている有機顔料について、副生PCB濃度を測定する際の分析方法について記載したものです。副生PCB濃度が明らかでない有機顔料について分析を行う際には、初めに複数の方法について比較検討を行うこと等により、適切な分析方法を選択してください。</p>
2-4	<p>別紙10-3にて、文章ではn-ヘキサンを加えて超音波で分散と記載されておりますが、フロー図では攪拌・振とう60分となっております。どちらが正しいのでしょうか。</p>	<p>御指摘を踏まえて、フロー図を修正します。</p>
2-5	<p>PCB濃度が何ppm超の有機顔料を、PCB含有廃棄物として取り扱うのでしょうか。</p>	<p>PCBを含有する有機顔料が廃棄物となったものの取扱いは、今回の意見募集の範囲ではございませんが、当該廃棄物の廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の取扱いについては、別途周知する予定です。</p>

通し番号	御意見	考え方・対応
2-6	<p>有機顔料中のPCB濃度と対応を明確にした図やフローを追加してください。</p>	<p>本報告書は、「有機顔料中に副生するPCBの工業技術的・経済的に低減可能なレベルに関する検討会」における議論の結果を取りまとめ、50ppmを超えるPCBを含有する有機顔料に対して、国が事業者に対し製造・輸入及び出荷の停止を求める暫定措置を継続すること等が適当であるとしているものです。</p> <p>本報告書を踏まえ、副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いに関して、別途分かりやすく周知することを検討しているところです。</p>
3-1	<p>・該当箇所 :5頁 3 副生する第一種特定化学物質に係る考え方</p> <p>・意見内容及び理由 :PCBを含む製品を廃棄する場合には、特別管理廃棄物に該当するかどうかの評価が必要となります。有機顔料に関して化審法の第一種特定化学物質に該当しないと判断されて出荷されたものは、廃棄時においても特別管理廃棄物にも該当しないと判断しても良いでしょうか。</p> <p>また、過去に製造された有機顔料や、有機顔料を使用した二次製品(樹脂や塗料(塗膜)等)についても、現状の有機顔料で指導されている製造・輸入及び出荷の停止等を求める措置の基準値である50ppmで判断して良いでしょうか。</p>	<p>PCBを含有する有機顔料が廃棄物となったものの取扱いは、今回の意見募集の範囲ではございませんが、当該廃棄物の廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の取扱いについては、別途周知する予定です。</p> <p>有機顔料を使用した二次製品の取り扱いについては、「有機顔料中に副生するPCBに関するリスク評価検討会」において、暴露シナリオを作成し、顔料中PCB濃度として検出された最高濃度(2,000ppm)のPCBを含有すると仮定のもとで評価を行い、そのような濃度でPCBを含有する有機顔料やその使用製品が市場に流通した場合であっても、製品による健康リスクや、環境汚染を通じた人健康や生態系へのリスクは低いとの評価結果が得られたことなどを踏まえつつ、今後必要に応じて検討することになります。また、過去に製造された有機顔料についても、環境汚染を通じた人健康や生態系への影響等を踏まえつつ適切に取り扱う必要があります。</p>
3-2	<p>・該当箇所 :5頁 3 副生する第一種特定化学物質に係る考え方</p> <p>・意見内容及び理由 :有機顔料の製造工程で発生する、製造時の廃棄物(釜残)や排水、排水処理に伴う汚泥などについて、PCBの測定方法は、別途示されるのでしょうか。これらに関しては、一般的な排水や汚泥とはマトリックスが大きく異なり、通常の測定方法では正確な評価が出来ません。例えば、一般的な排水の場合、JIS K0093「工業用水・工場排水中のPCB試験方法」で示されている方法が測定に用いられますが、ここで示されている測定装置のうちGC/ECDは一部の有機顔料には適用できません。また、抽出操作もヘキサンでの液液抽出のみとなり、有機顔料を想定した場合には、抽出効率が不足することが予想されます。汚泥の場合も同様の課題があります。規制値をどのように考えるかと併せて、別途方向性を示して頂きたいと思います。</p>	<p>本報告書は、「有機顔料中に副生するPCBの工業技術的・経済的に低減可能なレベルに関する検討会」における議論の結果を取りまとめ、製造工程においてPCBが副生する有機顔料の製造・輸入に係る、副生PCBの工業技術的・経済的に低減可能なレベルと適切な管理のあり方について取りまとめたものです。</p> <p>有機顔料の製造工程で発生する廃棄物、排水に係るPCBの測定方法については、今回の意見募集の範囲ではございませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>